

# ふれあいサロン及び子育てサロン助成事業について

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会

## 1 助成金の趣旨・目的

本会では、高齢者や障害者、子育て中の親等が地域社会の中で安心安全に住み続けられることを目的として実施されるサロン活動を促進することを目的とした助成を行います。

## 2 助成対象団体等

本会支部、住みよいまちづくり推進協議会、女性会、高齢者クラブ、ボランティアグループ、保護者、町内会等。

## 3 助成金の種類と対象事業

### (1) 設立助成（新規設置支援）

新たにサロンを設置する場合に、新規開設に必要な経費の助成

### (2) 活動助成（活動支援） サロ

ン運営に必要な経費の助成

※月1回以上の開催、並びに1回の利用者数がふれあいサロンは概ね5名以上、子育てサロンは概ね5組以上を要件とします。

## 4 助成の基準

### (1) 対象経費

事業に直接必要な下記の経費とし、人件費や食糧費、又は団体等が通常の運営にかかる経費は対象外です。

区分	項目	種類
設立助成	初期投資費用	新規にサロンを設置するために必要な初期投資費用として必要なもの（什器備品の購入等）。
活動助成	報償費	講師謝礼、調査研究にかかる報償等
	旅費	交通費等
	消耗品費	消耗品、材料、書籍の購入等
	印刷製本費	チラシ、ポスター等印刷費
	通信運搬費	切手・はがき等の通信運搬経費
	保険料	ボランティア保険、行事保険、損害賠償保険等
	使用料及び賃借料	機器の賃借料、会場使用料等

### (2) 助成額等

種別	設立助成	活動助成
助成の上限	1サロン5万円	1サロンあたり1カ月2,500円
助成方法	設立年度のみ、初期投資費用として交付	申請月から当該年度終了までの活動月数を乗じて算定した額をまとめて交付

①助成額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てとします。

②設立助成は、必要経費が5万円に満たない場合は、その額を助成額とします。

③活動助成金の交付申請は3年を限度とします。但し経過後2年間はフォローアップとして助成基準額の2分の1額を申請できます。

## 5 交付申請方法

- (1) 交付を受けようとする場合は、助成金交付申請書（様式1）に必要書類（別紙1-1から1-4）を添えて水戸市社会福祉協議会あて申請してください。
- (2) 申請に要する書類は、水戸市社会福祉協議会で配布します。また、水戸市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。
- (3) 申請書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

## 6 助成の対象外

次の場合は、助成の対象となりません。

- (1) 趣味、サークル活動など、自助を目的とした活動
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした活動
- (3) 行政から受託しているサロン等

## 7 助成金の交付決定

- (1) 交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成金を決定します。
- (2) 助成金を決定した場合は、助成金交付決定通知書（様式2）により通知するとともに、助成金を指定された口座に振り込みます。

## 8 実績報告書の提出

- (1) 交付決定を受けたときは事業完了後速やかに事業実績報告書（様式3）に必要書類（別紙2-1、2-2）を添えて水戸市社会福祉協議会に提出してください。なお、交付決定を受けたサロンが実施する活動について、本会ホームページや広報紙等で広く紹介又は、他機関等への情報提供をすることがありますのでご了承ください。

## 9 助成金の返還

- (1) 次の各号に該当すると認められるときは、交付決定を取り消し又は変更し、すでに交付した助成金の全部又は一部を返還することになります。
  - ① 助成金を目的外に使用したとき。
  - ② 前号のほか、この要項に違反した場合、又は事業の実施が出来なかったとき。

## 10 問合せ

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 地域福祉推進係  
〒311-4141 水戸市赤塚1-1 福祉ボランティア会館内  
電話：029-309-5001 FAX：029-309-5525  
(土日祝日を除く8：30～17：15)